

平成 20 年第 5 回にかほ市議会定例会会議録（第 1 号）

1、平成 20 年 6 月 10 日第 5 回にかほ市議会定例会がにかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 佐藤 文 一 局長補佐 藤谷 博之
議事調査係長 佐藤 正之 主 査 佐々木 美佳

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	横山 忠長	副市長	横山 昭
教育長	三浦 博	企業管理者	佐々木 勝利
総務部長	佐藤 好文	市民部長	齋藤 隆一
健康福祉部長	笹森 和雄	産業部長	伊藤 賢二
建設部長	佐々木 秀明	教育次長	小柳 伸光
ガス水道局長	須田 登美雄	消防長	中津 博行
総務部総務課長	森 鉄也	企画情報課長	竹内 規悦
財政課長	佐藤 家一	税務課長	齋藤 利秀
市民課長	木内 利雄	農林水産課長	阿部 誠一
観光課長	武藤 一男	建設課長	齋藤 正司
都市整備課長	佐藤 正	下水道課長	渡辺 講
教育委員会総務課長	阿部 均		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第1号

平成20年6月10日(火曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 報告第2号 繰越明許費の報告について
- 第5 議案第65号 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 第6 議案第66号 平成20年度にかほ市老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告及びその承認について(専決第7号)
- 第7 議案第67号 にかほ市みらい創造基金条例制定について
- 第8 議案第68号 にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第69号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第70号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 第11 議案第71号 市道路線の廃止について
- 第12 議案第72号 市道路線の認定について
- 第13 議案第73号 公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結について
- 第14 議案第74号 平成20年度にかほ市一般会計補正予算(第2号)
- 第15 議案第75号 平成20年度にかほ市ガス事業会計補正予算(第1号)

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開 会

議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから平成20年第5回にかほ市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第79条の規定によって、15番榊原均議員、16番竹内賢議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。佐々木正明議会運営委員長。

【議会運営委員長（7番佐々木正明君）登壇】

議会運営委員長（佐々木正明君） おはようございます。それでは、会期日程（案）について御報告いたします。

6月3日火曜日午前10時から議会運営委員会を開催しております。

会期につきましては、本日6月10日から6月23日までの14日間、お手元に配付の日程予定表のとおり決定しておりますので、よろしくお願いたします。今回の一般質問者は11名ですので、第1日目に4名、2日目に5名、3日目に2名を予定しております。

定例議会の会期の日程については、基本的な考え方を統一していくべきであるとして、開会して年度初めの所信表明や市政報告、議案説明が終わった次の日は、議案調査のために休会日とする。そして、一般質問が終わり、議案質疑の前日は、当局の要望もあり、当局が他課との意見調整が必要であるとのことから休会日とすることで話し合われておりますので、よろしくお願いたします。

議長（竹内睦夫君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月23日までの14日間に決定しました。

日程第3、市政報告を行います。これを許します。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） おはようございます。きょうからの6月定例会、よろしくお願ひいたします。

それでは、市政報告をいたします。

まず初めに、さきのミャンマーを襲った大型サイクロンにより被災された方々、そして、中国四川大地震で被災された方々、並びに両国民の皆様にご心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を願っております。

それでは、最近の市政について御報告いたします。

昨年6月10日に発生した象潟海水浴場あずまの屋根落下事故について、事故に遭われた3名の方々とはい昨年12月21日付で示談が成立し、損害を賠償しているところでありますが、新聞、テレビ等で既に御承知のとおり、去る6月6日、当時この施設の管理担当者であった市職員が業務上過失傷害の疑いで秋田地検本荘支部に書類送検されました。にかほ署では、市側の安全管理を怠ったための事故と判断したものと考えております。施設を管理する側として責任を重く受けとめているところであり、今後、組織における責任の所在を明らかにし、関係職員の処分を行うこととしております。

負傷されました3名の方々と市民の皆さんに改めておわびを申し上げます。

現在、安全点検マニュアルを作成し、各施設の定期的な安全点検を実施しながら、状況に応じた措置をとるなど、事故の再発防止対策を徹底し、市民の皆さんが安心して利用できる施設の管理に努めているところでございます。

19年度の一般会計の決算見込みについて申し上げます。歳入が152億6,000万円で、歳出が149億4,800万円、おおよそ3億1,200万円ほどの黒字決算となる見込みです。

4月18日から5月20日までの間、平成20年度の市政説明会を開催いたしました。昨年度は、旧町ごとの3会場で開催しましたが、今年度は、より身近な会場で、より多くの市民の皆さんが参加しやすくなるよう、市内9会場での開催といたしました。説明会では、主要事業や各地区から寄せられた質問事項等についての説明を行い、市民の皆さんからは、将来的な事業計画や財政状況、少子・高齢化対策や就業対策、あるいは合併効果に対することなど多くの質問があり、有意義な意見交換をすることができたと思っております。

この説明会は、総合発展計画に基づくまちづくりを実現するため、市民との情報の共有と、さまざまな課題に対して市民と協力し合い、一体となって取り組んでいくことなどを目的に開催しておりますが、参加者は233人とどまっております。今後は、より多くの市民の皆さんから参加していただくために、開催時期や内容等についてさらに検討してまいりたいと考えております。

20年度の課税状況について申し上げます。固定資産税の調定額は16億7,500万円で、19年度当初の調定額に比較し、3.3%、約5,400万円の増となっております。個人市民税については、調定額が確定している特別徴収分のみ申し上げますが、約8億1,200万円で、19年度当初の調定額に比較し、5.2%、約4,000万円の増となっております。なお、個人市民税の普通徴収分が確定するのは6月中旬ころとなります。また、税源移譲による年度間の所得変動に係る減額措置であります。

告相談に基づき集計したところ、住民税の還付が必要となる方が 963 人で、還付金の総額が 2,468 万 1,000 円となりました。当初予算の見込みを 400 万円ほど上回ったことから、今定例会に還付金の増額についての補正予算を計上しておりますので、よろしくお願いたします。

19 年度分の収納状況についてであります。市県民税については、税源移譲に伴い、住民税の課税額がふえたことから、普通徴収の収納率が昨年度より 2 ポイント下回りましたが、特別徴収を含めた収納率では、前年度とほぼ同率の 98% 台を確保しています。固定資産税についても、昨年と同様の収納状況となっておりますが、企業の業績低迷等による新たな滞納も生じております。軽自動車税については、昨年度より収納率が向上していますが、国民健康保険税は、対前年度比で、わずかではあります。0.1 ポイント下回っております。

次に、18 年度以前の滞納繰越分についてですが、昨年立ち上げた収納対策推進本部の実施計画に基づき、税務課及び各サービスセンターの職員を中心に、44 名による徴収班 22 班を編成し、電話催告や訪問徴収などを集中的に実施しました。その結果、対前年度比で、収納率は市税が 4 ポイント増、国保税も 3 ポイント増と大きく上回り、収納額についても、市税、国保税を合わせ 1,700 万円ほどふえております。今年度におきましても、収納対策推進本部を核に徴収体制をさらに強化しながら徴収業務に当たるとともに、引き続き県職員短期派遣制度も活用し、県、市連携のもと、収納率の向上に努力してまいります。

警察職員官舎の建設計画についてであります。このほど警察共済秋田県支部長より、にかほ警察署職員官舎の建設用地として、象潟町字一丁目塩越百八番一の旧象潟警察署跡地が、緊急時の出勤の際、警察署から半径 2 キロメートル以内にあり、適地であるとして、土地買受申請書の提出がありました。このことについては、昨年、県の予算編成に当たって、市に対し、事前に購入の打診がありましたが、これまで大町町内会広場として利用されてきた経緯もあり、町内会と協議し、了解を得たことから、売却可能として回答をしておりました。今後、買受先の警察共済で不動産鑑定を行い、8 月に売買契約を締結することで準備作業を進めてまいります。

建設予定の官舎は、木造 2 階建て、単身・独身者向けのワンルームマンション型で、12 世帯が入居可能と伺っております。計画では、当該土地の取得後、官舎の建設工事に着手し、21 年 3 月に竣工の予定となっております。

馬場院内線の廃止に伴う仁賀保駅・水沢間の代替交通、コミュニティバスの試験運行であります。利用状況は、4 月が 245 人、5 月が 278 人で、2 ヶ月間の 1 日当たりの平均利用者は 12.8 人となっております。廃止前の路線バス 1 日当たりの利用者 9.21 人を 3.6 人ほど上回っております。これは運行区間を水沢まで延伸したことや、通勤・通学の列車時刻に合わせた運行などにより増加したものと考えております。今後とも利用状況を把握しながら、10 月からの本格運行に向けて検討を進めてまいります。

次に、ふるさと納税制度についてであります。20 年度の税制改正に伴い、ふるさとへの寄附金に対し税額が控除される、いわゆるふるさと納税制度が新たに創設されました。にかほ市としても、ふるさとを愛し、ふるさとを応援しようとする方々から広く寄附金を募り、個性豊かな活力のある地域づくりに役立てたいと考えております。このため、寄附金の受け皿として今定例会に基金条例

(案)を提案しておりますので、よろしくお願いいいたします。

また、制度の周知や寄附金募集のPRについては、県と一体となった取り組みとして、県、市双方のホームページに掲載し、リンクさせて共同募集するほか、県のリーフレットにも市の窓口情報を掲載していただくことしております。市の独自の取り組みでは、リーフレットを作成し、首都圏在住のふるさと会会員や、ふるさと宣伝大使等へ募集チラシを配付し、ふるさと応援寄附金を広く呼びかけてまいります。本定例会に係る予算を補正計上しておりますので、よろしくお願いいいたします。

空き家情報登録制度についてであります。空き家調査の結果については、3月定例会で報告しておりますが、定住促進のための新たな取り組みとして、空き家を貸したい、売りたい、あるいは買いたい、借りたい方々のために、にかほ市空き家情報登録制度を創設し、その情報を市広報やインターネット等で幅広く提供するシステムを構築しました。4月15日から市広報及び市ホームページに掲載して、制度の周知と登録を呼びかけていますが、現在のところ、情報提供できる物件は3件ほどで、物件ごとに間取りや築年数、周辺の環境状況などを調査しながら登録の準備を進めています。また、借りたい、買いたいなどの問い合わせも少しずつ出始めていますので、この空き家バンクの登録制度に御理解をいただきながら、さらに件数をふやしていきたいと考えております。特に、都市圏などから、にかほ市への移住希望者に有用な情報を提供して定住促進を図りたいと考えておりますので、市議会議員の皆さんにおかれましても、空き家情報登録制度の積極的なPRに御協力をお願いいいたします。

国民健康保険税についてであります。合併協議により、これまで不均一課税を行ってまいりました国保税(医療分)は20年度に統一します。また、後期高齢者医療制度の4月1日の開始に伴い、保険者が診療報酬支払基金に納める若年者の支援金分として、後期高齢者支援金課税額の保険税率を新たに国保税に設けることとなります。このため、国保運営協議会に税率改正案として、医療分の改正と後期高齢者支援金分の新設等について諮問し、答申を4月30日にいただいたことから、今定例会に国保税条例の一部改正案を提案しておりますので、よろしくお願いいいたします。

子育てと仕事の両立支援並びに児童の健全育成を目的に、4月1日に院内学童保育クラブを新設しました。仁賀保学童保育クラブの本年度の申込者が80名を超え、今後も利用者の増加が予想されることから、クラブを二つに分割したもので、院内小学校に余裕教室がないため、院内集落の御協力により、院内会館を一時借用してのスタートとなりました。クラブの正式な設置場所を旧院内駐在所として、秋田県から5月15日付で建物の無償譲与を受けたことから、国庫補助事業によりこれを改修し、7月末までには移転したいと考えております。本定例会に改修費と備品購入費に係る補正予算を計上しておりますので、よろしくお願いいいたします。

国の農業施策、品目横断的経営安定対策が本年4月より水田経営所得安定対策に名称変更され、現在、20年度の対策に加入する集落営農及び認定農業者が手続を進めているところであります。今回、市町村が特に認めた場合は、面積要件に該当しない場合でも対策に加入できることになりましたので、本市においても市町村特認対応方針を定め、加入の促進を図っております。市では、引き続き県や農協等と連携しながら、集落営農の組織化を推進するとともに、設立した組織を支援して

まいりますが、二十年度においては、経営の複合化を重点に掲げ、組織の発展を目指すための牽引役となるモデル組織を育成することにしております。本定例会に関連の補正予算を計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

T D K株式会社が、6月15日に北秋由市・県立北欧の杜公園で開催される第59回全国植樹祭において、秋田県森林づくり功労者として表彰されることになりました。今回の表彰は、T D K株式会社が本市及び由利本荘市と連携して実施した、ゆり海岸林再生プロジェクトにおいて、枯れ松の処理やクロマツの植樹により緑を再生したことが評価されたもので、県独自の表彰のため、植樹祭当日の式典におけるプログラムに功労者として社名が掲載され、顕彰されることになりました。

第131回秋田県種苗交換会についてであります。にかほ市を会場にしての開催は既に決定されておりますが、会期については、3月1日開催の農協中央会理事会で、10月30日から11月5日までの7日間と正式に決定されました。また、交換会の円滑な推進を図るため、市議会議員を初め、市及び市の関係機関、農林漁業関係団体、商業、工業、観光等の関係団体で構成する、にかほ市協賛会が4月30日に設立されました。協賛会では、象潟中学校体育館を主会場に農産物出品展などが開催されるほか、旧象潟中学校校舎及びその周辺を協賛第一会場として、各種展示や植木・苗木展、露天、物販など、笹森クリーンセンター広場では農業機械化ショーの開催、スマイルや仁賀保勤労青少年ホームなど市の施設では協賛イベントを開催することなどのほか、それに伴う事業計画、予算などを決定しております。今後、関係機関と協議を重ねながら、詳細な計画を詰めてまいりますが、事業推進に当たっては、市職員による、にかほ市協賛会運営本部を設置し、全職員一丸となって事業に臨む必要があることから、早期にその体制を確立したいと考えております。また、交換会のPRについては、市広報やホームページ、各種団体の広報誌、マスメディアなどを活用しながら、多くの参観者が来場されるよう、関係機関と連携を図り、準備を進めてまいります。

独立行政法人雇用・能力開発機構が運営する雇用促進住宅、仁賀保宿舍の譲渡等については、昨年10月12日開催の議会全員協議会で、今後の検討課題であると説明をしておりました。その後、12月24日に閣議決定された独立行政法人整理合理化計画において、当宿舍もその対象となり、今年度中に譲渡、あるいは廃止するかの決定をすることになりました。今後、各種の調査を実施しながら、議会と相談し、市の方針を決定したいと考えております。

財団法人にかほ市開発公社及びにかほ市観光開発株式会社の運営状況についてであります。「ねむの丘」の利用状況は、一般固定客の減少や観光バスの立ち寄りの減少などで、入浴者は前年上期の対比で10.6%の減、純売上額は前年同対比で1.5%の減となっております。今年3月に十周年を迎えましたが、今後も新規顧客の掘り起こしや誘客セールスなどを多角的に展開し、経常経費の節減を図りながら、経営の健全化に努めてまいります。

また、「はまなす」は、宴会プランの口コミや建設関連業者の利用もあり、入浴や宿泊の利用者が前年同対比で2.1%の増となり、純売上額は前年同対比で5.9%の増となっております。

次に、ゴールデンウィーク中の観光客の入り込み状況は、全般的に好天に恵まれましたが、県内の観光地では伸び悩みの状況にあった中で、当市の観光スポットでは、前年対比で2.4%増の13万人となっております。

昨年完成した稲倉山荘についてですが、鳥海ブルーラインの開通とあわせ、鳥海鉾立観光株式会社と賃貸借契約を締結し、営業を開始しております。建設位置がビジターセンターなどと隣接している効果や、食堂、土産品の充実により、ゴールデンウィーク期間中は、多くの観光客から利用していただき、にぎわいを創出したところであります。

環境省は、環境問題が議題となる7月の北海道洞爺湖サミットに向け、水の大切さを再認識してもらおうと、全国から推薦のあった162カ所のうち、保全活動、周辺環境、故事来歴や希少性などが評価され、「平成の名水百選」として、にかほ市から獅子ヶ鼻湿原の出壺と元滝伏流水の2カ所が選定され、6月25日に認定書が交付されることになりました。今後とも、環境保全になお一層努めながら、観光スポットとして、さらにPRを行ってまいりたいと考えております。

地域活性化を目的とした第2回北前船寄港地フォーラムが、昨年11月の酒田市での開催に引き続き、去る4月11日、市民有志が実行委員会を組織して、仁賀保勤労青少年ホームを会場に盛会に開催されました。このフォーラムは、県内外の自治体や観光関係者、市民約400人が参加し、地域連携の強化などについて意見交換されました。こうしたフォーラムの開催を契機に、さらなる観光振興につながることを期待しているところであります。

にかほ市観光協会事務所が6月1日から象潟町字琴和喜地内（旧消防象潟分署）に移転しております。事務所が市街地の国道7号に隣接していることから、一般観光客にもわかりやすく、観光案内業務の一層の充実が図られるものと期待しております。

仁賀保統合中学校建設事業については、さきの臨時議会で、体育館・武道場建築工事請負契約の議決をいただき、現在、着工に向けた準備作業を進めております。また、校舎建設についても、4月末に国のほうへ認定申請書を提出しております。今定例会に補正予算を計上しておりますので、よろしく願いいたします。

学校の耐震状況についてであります。特に四川大地震での学校倒壊のニュースには大変驚いたところでありますが、にかほ市内の学校は、現在建てかえ中の仁賀保中学校を除き、すべて耐震優先度調査を実施済みであります。その結果に基づき、本年度当初予算に院内小学校の耐力度調査や象潟小学校の耐震工法基本設計を計上しておりますが、優先度ランクにかかわらず、すべての学校の第一次・第二次診断を実施することにしました。今定例会に補正予算を計上しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、チャレンジデーについてであります。運動習慣のきっかけをつくり、市民の体力増進と健康づくりを目的としたチャレンジデーが、市全域を対象に、にかほ市スポーツデーとして5月28日に開催されました。ことしの対戦相手は奈良県斑鳩町でしたが、にかほ市でも昨年を上回る多くの市民の参加がありました。結果は、参加率34.4%対78.4%で、残念ながらことしも敗退しましたが、勝敗は別として、今後も市民が一体となるスポーツイベントとして継続的に開催するため、各町内会、企業等にも広く呼びかけながら、市民が元気なまちづくりを進めてまいります。

新南極観測船についてであります。南極観測のための新しい南極観測船に「しらせ」の名称が継承されたことは御承知のとおりであります。このたび、招待を受けて命名式並びに進水式に出席してまいりました。当日は、約3,000人の招待者が見守る中で、石破防衛大臣が「しらせ」と正式

に命名し、テープカットの後、進水式が行われました。秋田県出身で、文部科学省の銭谷事務次官も出席されており、防衛大臣と事務次官に、郷土にかほ市の子供たちの夢をはぐくむ白瀬中尉の心や、南極観測の一層の充実、そして「しらせ」の活躍などについての思いを直接お伝えしてまいりました。

去る4月19日、仁賀保勤労青少年ホームを会場に、ワンコイン「ふるさと」コンサートが開催されました。これは市民有志でつくる、ふるさとを語ろう実行委員会が主催し、にかほ市の共催で行われましたが、気軽に来場いただけるようにと、入場料をワンコインの500円とし、約300人の方々の来場がありました。このコンサートには、にかほ市ふるさと宣伝大使であるソプラノ歌手の赤岡綾子さん、同じく洋画家の五島まさをさんの2人による「ふるさと」をテーマにした歌とトークで構成され、懐かしい童謡や唱歌を会場の全員で歌いました。また、五島さんによる方言の解説に感心するなど、ふるさとや家族のすばらしさとありがたさを改めて認識する機会となりました。

奥の細道サミットについてであります。本年度は、にかほ市において、8月1日から2日間の日程で、全国の関係市区町及び諸団体の参加のもとに、奥の細道サミットを開催します。また、象潟郷土資料館では、6月7日から企画展「おくのほそ道と象潟 - 芭蕉を受け継ぐ文人たち - 」を開催しておりますが、去る6月1日に開催したNHKのテレビ公開番組「俳句王国」、8月9日開催の奥の細道象潟全国俳句大会とともに、芭蕉や文人たちの地元に残る俳諧資料を紹介しながら、本市における芸術・文化の推進を図ってまいります。

終わりになりますが、ガス事業については、近年の油価の高騰や国の温暖化対策等の後押しもあり、民間事業者のエネルギー需要も油類から都市ガスへの転換が進んでおります。本市においても同様で、今後の大口需要となりますTDK秋田工場から都市ガスの使用申し込みがありました。これらに対応するため、今定例会にガス導管敷設工事等に係る補正予算を計上しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で市政報告といたします。

議長（竹内睦夫君） これで市政報告を終わります。

日程第4、報告第2号繰越明許費の報告についてから日程第15、議案第75号平成20年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第1号）までの12件を一括議題といたします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、今定例会に提案しております議案の要旨について御説明いたします。

報告第2号繰越明許費の報告についてでございます。平成19年度にかほ市一般会計予算で繰越明許費の議決をいただいた漁港漁場機能高度化事業負担金、道路橋梁新設改良事業及び公共土木施設災害復旧事業の3件、並びに平成19年度にかほ市公共下水道事業特別会計で繰越明許費の議決をいただいた公共下水道事業について、議決をいただいたとおりの繰越計算書となりましたので、報告するものでございます。

次に、議案第65号人権擁護委員候補者の推せんについてでございます。任期満了に伴う人権擁護

委員の候補者として、引き続き安藤智子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

議案第 66 号平成 20 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 7 号）でございます。平成 19 年度にかほ市老人保健特別会計の歳入歳出差引額が 3,048 万 2,190 円の歳入不足となったため、地方自治法の規定に基づき、繰り上げ充用を行い、専決処分したもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,071 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 9,815 万円と定めたものでございます。

次に、議案第 67 号にかほ市みらい創造基金条例制定についてでございます。ふるさと納税制度が創設されたことにより、にかほ市においても、ふるさとを愛し、応援しようとする方々から広く寄附金を募り、活力のある地域づくりを推進しようとするもので、寄附していただいた寄附金の適正な管理と運用を図るため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第 68 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方税法等の一部を改正する法律が平成 20 年 4 月 30 日に公布されたことに伴い、ふるさと納税による寄附金の税額控除の拡大及び個人住民税における公的年金等からの特別徴収制度等が導入されたことにより、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 69 号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてでございます。後期高齢者医療制度、長寿医療制度が創設されたことに伴い、地方税法等の一部を改正する法律が平成 20 年 4 月 30 日に公布されたこと、並びに平成 20 年度から市内全域の基礎課税額の保険税率の統一を図るため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 70 号秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてでございます。大湯地区衛生処理施設組合が平成 20 年 3 月 31 日に解散したことに伴い、秋田県市町村総合事務組合規約を改める必要があるため、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 71 号市道路線の廃止についてでございます。にかほ市の市道路線の全路線について再度認定を行うため、一たん全路線を廃止するものであります。

議案第 72 号市道路線の認定についてでございます。平成 19 年度に県との協議により、1・2 級幹線の見直しを行い、にかほ市道路条例に基づき、路線番号、路線級数及び路線名の整理一元化を行ったことから、全路線について再度認定を行うものでございます。

議案第 73 号公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結についてでございます。公共下水道の供用開始以来、下水道面整備の進捗に伴い、宅内水洗化も順調に推移し、汚水量が増加していることから、象潟地区の汚水を円滑に送水するため、送水能力の向上を目的とした才之神中継ポンプ場の建設工事を日本下水道事業団に委託するに当たり、協定を締結しようとするものでございます。

議案第 74 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 2 号）でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 9 億 6,034 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 144 億 7,852 万 6,000 円と定めるものでございます。

歳入の主なものとしては、国庫支出金において、まちづくり交付金事業の今年度採択分として 1

億 4,058 万円、仁賀保統合中学校建設事業の校舎及び調理場分として 1 億 5,734 万 2,000 円を追加、また、市債において、まちづくり交付金事業における同交付金の 20 年度交付額の増加に伴い、1,590 万円を減額、並びに仁賀保統合中学校建設事業の校舎及び調理場分として 6 億 70 万円を追加計上したものであります。

また、歳出の主なものとしては、燃油価格等の高騰などによる漁業者の借入金の増加に伴い、漁業経営安定資金貸付金 3,000 万円、まちづくり交付金事業の今年度採択分に伴う工事請負費 1 億 3,800 万円を追加計上し、また、平沢、小出、上浜などの各学校の校舎耐震診断委託料として 600 万円を追加、仁賀保統合中学校校舎及び調理場建設工事の工事監理委託料 810 万円及び工事費 7 億 8,160 万円を追加計上したものであります。

なお、継続費については、仁賀保統合中学校建設事業の校舎及び調理場分を平成 20 年度、21 年度の 2 ヶ年継続事業で実施するために計上するものでございます。

議案第 75 号平成 20 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 1 号）でございます。

資本的支出について、資本的支出予定額に 4,095 万 5,000 円を追加し、資本的支出の総額を 1 億 7,897 万 6,000 円とするものであります。

主な補正内容は、今後の大口需要家となる T D K 秋田工場に供給するための工事請負費を計上したものでございます。

以上、議案の要旨について御説明いたしました。補足説明については担当の部課長等が行いますので、よろしく御審議をいただき、可決決定くださるようお願いいたします。

議長（竹内睦夫君） 所用のため 11 時まで休憩します。

午前 10 時 45 分 休 憩

午前 11 時 00 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより担当部長のそれぞれ補足説明を行います。

初めに、報告第 2 号について、農林水産業費に関する部分を産業部長より補足説明を求めます。産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） 議案書の 2 ページをお開きください。繰越明許費のうち 6 款 3 項水産業費、漁港漁業機能高度化事業負担金は、翌年度繰越額が 528 万円であります。象潟小澗漁港整備費を繰り越しておりましたが、防波堤 1 ヶ所はこの 5 月で完成しております。泊地のしゅんせつについては、6 月中旬に完成の予定であります。同じく護岸の改良工事は 6 月末に完成の予定であると県のほうから報告を受けております。以上であります。

議長（竹内睦夫君） 次に、同じ報告第 2 号中、土木費、災害復旧費及び下水道事業費について、建設部長のほうから補足説明を求めます。建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） それでは、続いて私のほうから報告いたします。

8 款 2 項道路橋梁費、道路橋梁新設改良事業 3,104 万 7,000 円繰り越しておりましたが、これは、象潟町横岡地内の殿村橋のかけかえ工事のものでありまして、工事自体は順調に進捗しております。今月の 20 日までには完成というような予定になっております。

続いて、11 款 1 項公共土木施設災害復旧費 359 万 1,000 円の繰り越しですけれども、これは象潟町川袋地内、川袋川右岸、河川災害復旧工事のものでございまして、この工事も、現在、順調に進捗しております。同じく 6 月 20 日までにはすべて完成する予定となっております。

続いて、次のページ 3 ページの公共下水道についての報告をいたします。

これは、平沢中継ポンプ場建設工事のものでありまして、1,400 万円を繰り越しておりましたが、これは 5 月 28 日をもちまして完成検査を終えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 65 号についての補足説明を総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 議案第 65 号については、補足説明は特にございません。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 66 号について、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） 議案第 66 号平成 20 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分報告及びその承認について（専決第 7 号）の補足説明をいたします。

老人保健特別会計におきましては、当年度の交付金や国県支出金は、前々年度の医療費の実績をもとにした概算で交付されまして、その過不足分は翌年度に精算される仕組みとなっております。19 年度の老人保健特別会計の歳出は、医療費の増加から前年度の決算額を 1,200 万円ほど上回り、概算交付に伴う歳入の不足額が 3,048 万 2,190 円となりましたことから、地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定に基づきまして、翌年度 20 年度の歳入を繰り上げ充用して処理しなければならないことから、平成 20 年度老人保健特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分を行ったものであります。

6 ページの歳入から説明をいたします。1 款 1 項 1 目 2 節の過年度分 574 万 8,000 円は、診療報酬支払基金からの 19 年度交付金の不足分精算分です。

2 款 1 項 1 目 2 節の過年度分 1,967 万 4,000 円は、19 年度国庫負担金の不足分精算分です。

3 款 1 項 1 目 2 節の過年度分 513 万円は、19 年度県負担金の不足分精算分です。

4 款 1 項 1 目 1 節の一般会計繰入金 16 万円は、一般会計繰入金の不足分です。

次に、7 ページの歳出です。2 款 1 項 1 目 23 節の償還金 23 万 1,000 円は、19 年度に交付された支払基金交付金のうち、審査支払手数料に係る部分については、多く交付されていたために償還して精算するものでございます。

3 款 1 項 1 目予備費の減額は、端数処理に伴う財源振替であります。

4 款 1 項 1 目前年度繰上充用金 3,048 万 3,000 円は、19 年度の歳入の不足額を 20 年度予算から繰り上げ充用をして処理するためのものであります。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 67 号及び議案第 68 号についての補足説明を総務部長より求めます。総務部長。

総務部長（佐藤好文君） それでは、議案第 67 号にかほ市みらい創造基金条例制定について補足説明いたします。

7 ページをお開き願います。第 1 条では、ふるさとかほ市を愛し、応援しようとする方々から

寄附金を募り、自然や景観、伝統芸能や文化遺産を未来へ継承するとともに個性豊かな活力ある地域づくりを推進することを目的とし、みらい創造基金を設置することを定めております。

第2条では、基金として積み立てる額、第3条では、基金の管理を定め、第5条では、寄附金をいただいた方々の想いを遂げるための4項目の施策の財源に充てることを定めております。以上です。

次に、議案第68号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について補足説明いたします。

今回の条例制定の改正については、4月30日公布された地方税法等の改正によるものであり、これから施行予定の市税条例の改正であります。

説明について配付いたしました資料に沿って行いますので、ごらんください。

今回の改正で、市民の方々に大きく影響すると思われるものは二つございます。一つ目は、寄附金税制の改正であり、関係条文は、条例第34条の7及び附則第7条の4などです。議員の皆様も御承知のとおり、テレビや新聞等で大々的に報道されている、ふるさと納税税度の創設でございます。

これまで寄附金控除については、医療費控除のように所得から控除されていましたが、平成21年度からは、税額控除方式に変更されることとなります。また、住民税での適用対象の団体は、地方公共団体や所在地の県共同募金会及び日本赤十字支部のみでありましたが、対象範囲を拡大して、その条件を県と同様にしております。対象となる団体については、第34条の7、第3号から第12号に示されているとおりであり、県内に事業所があること、または県の許可があったものに限ることを条件としており、その具体的な対象団体の例については、資料3ページに一覧表を掲載しておりますので、参考にしてください。

次に、その計算方法ですが、県民税及び所得税の控除についても含めて御説明いたします。地方公共団体に寄附した場合には、の寄附金から5,000円を差し引いた金額に市民税6%、県民税4%の10%を乗じた額と、の寄附金から5,000円を差し引いた金額に90%から所得税の限界税率0から40%を引いた率を乗じた額の合計が控除額となります。ただし、寄附金控除対象額の上限が、住民税では総所得の30%、所得税では総所得の40%と定められております。

なお、その他の対象団体の場合は、の寄附金から5,000円を差し引いた金額に10%を乗じた金額が控除額となります。

また、所得税については、地方公共団体及びその他の対象団体に対する寄附金とも同じ扱いで、所得控除として計算され、寄附金から同じく5,000円を差し引いた金額に限界税率を乗じた額が控除相当額となります。資料の4ページに地方公共団体に寄附した場合の計算例を掲載しておりますので、参考にしてください。

二つ目は、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入であります。

関係条文は、第47条の2から第47条の6までなどの部分となっております。この制度については、公的年金を受給する高齢者が増加することが予測され、高齢者の便宜を図るとともに、市の税金徴収の効率化を図ることを目的として創設されたものであります。65歳以上の公的年金の受給者の住民税を、社会保険庁などが特別徴収義務者となって老齢基礎年金から差し引き、市に納付する

仕組みでございます。

なお、当該年度の老齢基礎年金が 18 万円未満の方や、その特別徴収税額が老齢基礎年金額を超える方については対象から除外されております。

次に、肉用牛の売却による農業所得の個人市民税の特例で、関係条文は附則第 8 条となっております。

改正内容は、免税対象牛の売却頭数が 2,000 頭を超える場合には、その超える部分が免税対象にならないこととなり、特例の期限を平成 21 年度から平成 24 年までと 3 ヶ年延長する改正となります。

最後に、証券税制の見直しであります。関係条文は附則 16 条の 3、附則 19 条の 5 及び附則 19 条の 6 などとなっております。

初めに、上場株式等の配当についてであります。これまでは、平成 16 年 1 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までに支払いを受けるものについては軽減税率の 1.8% を適用しておりましたが、これを平成 20 年 12 月 31 日で廃止し、3% とし、特例措置として、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までに受ける配当の 100 万円以下の部分については、税率を 1.8% としております。

同様に、上場株式等の譲渡所得等についても、これまでは、平成 15 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの譲渡益について、軽減税率の 1.8% を適用していましたが、平成 20 年 12 月 31 日で廃止し、3% とし、配当と同様に、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの譲渡益 500 万円以下に係る部分については、税率を 1.8% としております。

また、損益通算の特例として、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損益通算の特例及び源泉徴収口座内の上場株式等の配当等に対する源泉徴収税額の計算の特例が創設されております。

なお、これについては、平成 22 年度分以後の住民税から適用されることとなります。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 69 号について、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） 議案第 69 号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての補足説明をいたします。

改正の主な要旨につきましては、お手元に配付しております資料のとおりでございますが、改正条例に沿って主な部分について申し上げます。

第 2 条第 1 項の改正は、これまで国保税の課税は、基礎課税額と介護納付金課税額の合算とされておりましたけれども、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、後期高齢者支援金等課税額を新たに設けまして、これを加えたものを国保税とするものでございます。

第 2 条第 2 項の改正は、これまで所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割の 4 方式を、所得割と被保険者均等割の 2 方式に改め、基礎課税額の課税限度額を 56 万円から 47 万円に改めるものでございます。

また、第 2 条に第 3 項を新たに加えまして、後期高齢者支援金等課税額の課税も 2 方式としまして、課税限度額を 12 万円とするものでございます。

第3条の改正は、これまでは旧町ごとの不均一課税となっていた基礎課税額の均等割額を統一し、100分の4.7に改めるものでございます。

第5条の改正は、基礎課税額の被保険者均等割額を統一し、被保険者1人について2万4,500円に改めるものでございます。

また、後期高齢者支援金等課税額に関する規定を新たに盛り込むために、第6条から第26条までを2条ずつ繰り下げまして、新たな6条と7条を加えております。

新たに加わる6条と7条の規定は、34ページの中断の下あたりになります。第6条では、後期高齢者支援金等課税額の所得割額を100分の3.3としております。第7条では、被保険者均等割額は被保険者1人について1万6,800円としております。

第23条 — 改正前は21条 — の改正につきましては、税の減額についての改正になります。32ページの中段以降になります。後期高齢者医療制度が新たに設けられたことに伴いまして、残された国保被保険者の負担が急激にふえることを避けるための激変緩和措置として、5割軽減と2割軽減の判定をする際には、国保から移行した後期高齢者の所得と人数も含めて軽減判定を行い、世帯の国保被保険者が減少しても、5年間は平成19年度と同様の軽減が受けられるように改正するものです。

第27条 — 改正前は25条 — の改正は、税の減免についての改正になります。31ページの後段以降になります。被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することによりまして、その被扶養者が新たに国保に加入することになる場合、今までは保険料の負担がなかったものが、国保の加入によって新たに国保税を負担することになるために、65歳から75歳未満の被扶養者であった者に限り、激変緩和措置として2年間、国保税の一部を免除するための改正でございまして、免除する額は規則で定めませんが、お手元の資料の2枚目の下段にありますとおり、 から のように免除することとなっております。

この条例は公布の日から施行しまして、平成20年4月1日から適用いたします。以上であります。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第70号についての補足説明を総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 議案第70号秋田市町村総合事務組合規約の一部変更について補足説明いたします。

大瀧地区衛生処理組合の事務事業が八郎湖周辺清掃事務組合に承継されたことに伴い、平成20年3月31日に解散したことによるものでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第71号から議案第73号についての補足説明を建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） 議案第71号市道路線の廃止議案及び議案第72号市道路線の認定議案については、関連がありますので、まとめて補足説明をいたしたいと思います。

合併以来、市道路線は旧町から引き継いだままの旧象潟及び旧金浦においては、1級、2級、その他の路線ということで区分されておりまして、旧仁賀保においては、1級から7級路線での区分というふうになっておりました。

にかほ市の新市の道路条例に基づき、1級から4級までというような認定区分を行う必要があったことから、昨年度19年度において、準備のための業務委託を行ってまいりました。今回、その成

果を踏まえまして、一たん、議案第 71 号の廃止議案によりまして全線を廃止しまして、同じく、72 号でもって、全線を新しく 1 級から 4 級に認定区分しようとするものであります。

認定に当たり、新市の 1 級及び 2 級路線の認定区分については、議案の提案理由にも書いていますとおり、市単独では決定はできないというようなことで、県が示す幹線市町村道の選定要領及び幹線市町村道選定基準の項目に基づき県と協議、決定したものであります。

また、3 級及び 4 級路線の認定区分については、旧象潟及び旧金浦のその他の路線のうちに、家屋が張りついた路線を 3 級としまして、それ以外、要するに、家屋が張りつかない部分は 4 級というふうに区分しております。

同じく、旧仁賀保の 3 級から 7 級までの路線についても、家屋が張りついた路線は 3 級、工事費負担を伴わない路線というふうに区分しております。それ以外の路線、要するに、家屋の張りつかない路線になりますが、これについては 4 級というふうに区分しております。また、従来、路線番号がそのまま路線名となっていた路線もありましたが、今回の認定に当たっては、それらを字名等による名称をつけた路線名にしてあります。

また、廃止と認定との路線数の若干の違いがありますが、これは認定等に当たりましては、見直しに当たって、廃止、あるいは統合、あるいは新規による増減というふうになっております。

続いて、42 ページの議案第 73 号について補足説明をいたします。

これについては公共下水道の根幹的施設であるオの神中継ポンプ場の建設工事委託について、予定概算事業費 7 億 5,000 万円、工期を平成 22 年度までの 3 カ年とする委託概要により、日本下水道事業団と基本協定を締結するものであります。

概算事業費の内訳ですが、当該年度、要するに 20 年度は委託料が 5,000 万円、また、21 年度から 22 年度の債務負担行為額が 7 億円、これは当初予算で対応していますけれども、そのとおりとなっております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 74 号平成 20 年度一般会計補正予算（第 2 号）、それぞれ歳入歳出について、担当する部長のほうから補足説明をお願いします。

最初に、総務部に関することを総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 2 号）の総務部関係の歳入歳出の補正について御説明いたします。

9 ページをお開きください。歳入の 14 款 2 項 5 目総務費国庫補助金の総務費補助金は、平成 21 年 5 月 21 日から裁判員制度が実施されることとなりますが、この裁判員候補者を選ぶためのシステム改修費でございます。100%の補助対応となっております。

15 款 2 項 1 目総務費県補助金の総務費補助金は、馬場院内線のバス代替運行を行うための運行車両購入費に対する補助金であります。補助対象額の 2 分の 1 が交付されます。

15 款 3 項 1 目総務費委託金の徴税費の委託金は、平成 19 年度の所得変動の確定に伴い、還付県民税が確定したことによる委託金であります。

10 ページをお開きください。18 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金は、財源調整のため同基金から 703 万 9,000 円を繰り入れするものであります。この結果、20 年度末の基金残高は 7 億 7,961 万 9,000

円となる見込みであります。

11 ページをお開きください。歳出の 2 款 1 項 1 目一般管理費 12 節の広告料 30 万円は、魁星旗争奪少年サッカー大会が今年 10 月ににかほ市を会場に開催されることとなり、このための広告料でございます。

2 款 1 項 1 目一般管理費 19 節の補助金は、馬場院内線のバス代替運行業者、象潟合同タクシーへ車両購入補助金として、にかほ市でも県と同額の補助金を支出することとし、317 万 8,000 円を計上しております。

9 目企画費 11 節印刷製本、12 節通信運搬費は、ふるさと納税制度の募金経費として P R 用リーフレットの作成及び郵送料であります。

13 節委託料 36 万 4,000 円は、平成 23 年 7 月 24 日から始まるデジタル放送に向け、難視聴対策を図るため、昨年に引き続き 19 ヲ所の 52 地点で地上デジタル波の強度調査を行う経費として計上しております。

11 目交流促進事業費は、人権啓発活動事業の一環として、男女共同参画講演会の開催の予算であります。講師は、内閣総理大臣補佐官の中山恭子氏を予定しております。

2 款 2 項 1 目税務総務費の 23 節の還付金は、平成 19 年度個人住民税において所得変動額の確定により税源移譲に係る措置として、対象者 963 人に対し、総額 2,468 万 1,000 円の過年度還付を行うことから、不足額の 422 万 2,000 円の増額補正を行うものでございます。

12 ページをお開きください。2 款 4 項 1 目選挙管理委員会費は、裁判員制度導入に伴うシステム改修委託料で、歳入と同額を計上しております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、市民部に関する補足説明を市民部長。市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） 市民部関係について御説明をいたします。

まず歳入です。9 ページの下段になります。15 款 3 項 1 目 1 節総務管理費委託金の人権啓発活動地方委託金 75 万 5,000 円は、人権擁護啓発活動の委託金といたしまして、先ほど総務部長が触れられました企画情報課が所管しております男女共同参画講演会と、象潟小学校で実施されます人権の花運動に対して交付されるものでございます。

次に、歳出です。11 ページの下段になります。2 款 3 項 1 目の需用費と委託料は、歳入で申し上げました人権の花運動のための費用でございます。人権の花運動は、花を育てることで、命の大切さや相手への思いやりといった豊かな人権感覚を養ってもらうことを目的として行うものでございます。ことしは象潟小学校の 4 年生から 6 年生までの 221 人が参加いたします。

12 ページをお開きください。中段になります。3 款 4 項 2 目 13 節の福祉医療システム改修委託料の 264 万 6,000 円は、後期高齢者医療制度が始まりましたことから、福祉医療システムにも後期高齢者の保険情報を取り込む必要があるために、福祉医療受給者証の更新日であります 8 月 1 日にあわせまして、システムの改修を行うための費用でございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、健康福祉部に関する説明を健康福祉部長。健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、健康福祉部所管の主なものを御説明いたします。

9 ページをお開きください。15 款 2 項 2 目 2 節児童福祉費補助金の放課後子ども環境整備事業費

補助金 204 万円は、院内地区に新たに開設する学童保育クラブの開設費用に対しまして、保育室の改修と備品の購入費用に対しまして、国が 3 分の 1、県が 3 分の 1 を補助するものであります。

続いて、歳出についてであります。12 ページをお開きください。3 款 2 項 1 目児童福祉総務費 15 節の工事請負費の旧院内駐在所改修工事 270 万円は、院内学童保育クラブの保育室として改修するものであります。主な改修内容といたしましては、事務室、和室、台所を 1 部屋にするほか、壁、天井の張りかえ、男子トイレや暖冷房設備の工事を行うもので、これによりまして約 55 平米の専用室を確保することができます。現在、院内保育クラブへの登録人数は 35 人ですが、最多利用人数は 18 名で、指導員 2 人が対応しております。それから、院内集落広場フェンス設置工事 65 万円につきましては、旧院内駐在所に隣接する広場に設置するものであります。学童保育クラブの子供たちの野外活動における安全確保のためのものであります。

それから、18 節の備品購入費 22 万 1,000 円ですが、これはクラブの運営に必要な学習用の座卓等を購入するものであります。

なお、学童保育クラブの運営委託料につきましては、上半期の運営状況を見まして、9 月に補正をお願いすることになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上であります。

議長（竹内睦夫君） 次に、産業部に関する説明を産業部長。産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） 産業部の主なもののみ補足説明します。

9 ページをお開きください。15 款 2 項 8 目商工費県補助金、鳥海国定公園を美しくする会補助金 12 万 4,000 円ですが、これまで県から市を経由して会に交付されておりましたが、平成 20 年度からは直接県から会に委託料として支出することから、当初予算には計上しませんでした。その後、県では、20 年度予算編成に当たり、補助の方法が統一されたことにより、従来どおり市を経由して交付することになり、今回、補正計上するものであります。

10 ページをごらんください。20 款 3 項 3 目漁業経営安定資金貸付金収入 3,000 万円です。歳出にありますが、貸付金は年度末に返還されることから、同額を歳入で見込むものであります。

次に、歳出の主なものについて説明します。12 ページをごらんください。6 款 1 項 3 目農業振興費 19 節負担金補助及び交付金 110 万 7,000 円は、説明にありますように、集落営農組織の発展を目指すための牽引役となるモデル組織を養成するものであります。今回、釜ヶ台集落及び畑集落がモデル組織として、ミニトマト施設栽培、タラノメ露地栽培に取り組むに当たり支援するものであります。

13 ページの 6 款 2 項 2 目 22 節補償補填及び賠償金の補償金 155 万 2,000 円は、県営林道太郎ヶ台線の本年度施工の立木補償費であります。

同じく 6 款 3 項 2 目水産振興費 19 節負担金補助及び交付金 251 万円は、関サケ増殖施設整備事業補助金であります。関漁業生産組合では、近年のサケ捕獲尾数の増加に伴い、秋田県が作成した平成 20 年度サケ・マス増殖施設整備事業実施計画書に基づき施設の整備を行うもので、これに対する補助金であります。同じく 21 節貸付金は、歳入で説明しましたが、平成 20 年度において秋田県漁協に対し 9,500 万円の貸し付けを行っておりますが、市内漁業者において、漁船の燃料の高騰や網・ロープ等の漁業資材の異常なまでの高騰と、魚価の低迷により、漁業経営は非常に厳しい状態にあ

ることから、補正計上し、貸付金による漁業経営の安定を図るものであります。

7款1項2目商工振興費19節負担金補助及び交付金358万7,000円は、秋田県経営安定資金融資保証料補助金228万7,000円ではありますが、当初予算で386万6,000円を計上しておりましたが、現在、申請待ちや今後の予想される分で228万7,000円を補正計上するものであります。

次の商工会観光振興事業費補助金100万円は、商工会が事業主体となり、観光ニーズの多様化に対応するため、体験型観光等を目指し、あわせて、観光従業員の待遇改善や観光案内人の養成などを図っていくなど、魅力ある観光地として交流人口を拡大し、観光振興とともに地域の活性化を図るものであります。総事業費は317万円で、県からの補助が市と同額の100万円であります。

次の商工会製造業等新製品開発・販路拡大事業費補助金30万円は、事業主体が商工会の工業部会で、市内の製造業の設備力と、技術・設計力をもって、異業種が必要としている機械・機具等の開発を目指すものでありますほか、既存の技術力をインターネット等でPRし、さらなる受注と販路の拡大を図ることとしております。この事業に対する補助金であります。この総事業費は、秋田県商工会連合会補助金を含め200万円の見込みであります。

7款2項2目観光施設費13節委託料は、サン・ねむの木用地測量業務委託料108万1,000円であります。この土地については、市の土地のほか、畑、山林、法定外用地がありますが、現在、境界が国土調査において筆界未定地となっており確定していないことから、今回、境界を定める上で、地図訂正、地積更生を含む用地測量を行うものであります。

14ページをお開きください。7款3項2目19節負担金補助及び交付金の鳥海国定公園を美しくする会補助金12万4,000円は、歳入でも説明しましたが、県の交付方法の統一により、今回補正計上するものであります。

産業部関係は以上であります。

議長（竹内睦夫君） 次に、建設部に関する説明を建設部長。建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） それでは、最初に、歳入について説明いたしたいと思います。9ページ、お聞きいただきたいと思います。

9ページの最上段、14款2項3目土木費国庫補助金2節の都市計画費補助金1億4,058万円の増額であります。これは国から4月1日に7,570万円、5月1日に9,580万円、合わせて1億7,150万円の内示があり、当初予算3,092万円に対し増額内示になりましたので、それに伴い補正するものであります。

次に、10ページをお開きいただきたいと思います。21款1項4目2節の都市計画債1,590万円の減額であります。これは今年度はまちづくり交付金を前倒しで受けることにより都市計画債を減額するものです。交付金の前倒しについては、歳出の説明の後に説明をいたします。

次に、歳出について説明いたします。14ページをお開きいただきたいと思います。

8款4項2目まちづくり交付金事業の、最初9節の旅費ですが、まちづくり交付金事業に伴う調査、あるいは申請などの旅費のものでございます。13節の委託料3,150万円の減額であります。これは、御承知のように、道路特定財源を平成21年度から一般財源化することが政府で閣議決定されております。4月14日に開催されました全員協議会において申し上げたように、国の動向を見き

わめる必要があることから、地域交流センターについては1年間様子を見ることにしたところです。したがって、今年予定しておりました地域交流センターにかかわる測量や基本計画などの委託料を今回減額するものです。

なお、市民アンケートによる意見を踏まえた施設整備については調査を進めてまいります。

15節工事請負費1億3,800万円ではありますが、最上段の公園整備工事1億36万円については、旧金浦小学校跡地を公園として整備することから、旧金浦小学校の解体工事を行います。

二つ目の道路整備工事2,000万円については、金浦中飛線の改良工事延長約121メートルと水路433メートルの整備を予定しております。

三つ目の排水改良工事1,764万円、これは高潮により浸水被害をこうむっている地蔵町地区に排水ポンプ等の設置を予定しております。

歳入の説明で前倒しで交付金を受け取ると説明しましたが、今年度のまちづくり交付金事業は、国からの予算内示が1億320万円、要望額に対して大幅な伸びとなったことから、歳入と歳出の単年度の関係では、補助率というんですか、交付率が90%を超えております。本来、交付額が1億7,150万円ということで、これを逆に事業費ベースで逆算しますと約4億3,000万円ほどの事業を実施する必要となるんですけれども、調査測量設計もこれからの発注というようなことで、各種の計画、あるいは事業費も決まらないままでは繰越明許も難しいというふうに判断しまして、年度間流用という方法をとることにしました。まちづくり交付金事業は、本来、国の交付率が最大で40%となっております。今年度は前倒しで90%を超える交付金を受けることとなりますけれども、年度間流用は来年度以降、要するに平成21年度から、事業が終わる年度、平成24年度までに交付金が平準化され、最終的には国の交付率が40%になる仕組みとなるものです。

以上、建設部の説明を終わります。

議長（竹内睦夫君） 昼食のため午後1時まで休憩します。

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、消防本部に関する説明を消防長。消防長。

消防長（中津博行君） それでは、消防に関する補正について説明いたします。14ページをお開きください。

9款1項3目消防施設費15節工事請負費100万円ではありますが、これは、にかほ市院内字城前16の3、旧院内駐在所わきの防火水槽の有蓋工事であります、蓋掛工事であります。これは、旧駐在所を利用して、すすく子育て支援課の放課後児童健全育成事業で、学童保育クラブを行っているわけですが、この駐在所のすぐそばの防火水槽のフェンスが老朽化しており、学童の転落など事故防止、危険排除のため有蓋化するものであります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、教育委員会に関する説明を教育次長。教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、教育委員会所管の補正予算につきまして補足説明いたします。

初めに、5 ページ、お開き願います。継続費でございますけれども、仁賀保統合中学校の校舎、調理場の建設事業費、総額 19 億 7,420 万円ですが、今年度、20 年度につきまして、年割 40%として 7 億 8,970 万円、21 年度に残りの 60%、11 億 8,450 万円とするものでございます。

次、6 ページをお開きください。地方債補正でございますが、仁賀保統合中学校建設事業分の補正前の額、体育館、武道場の起債限度額 6 億 8,840 万円に、今回の校舎及び調理場、本年度分の起債 6 億 70 万円を追加しまして、補正後の限度額を 12 億 8,910 万円とするものでございます。

それでは、歳入、9 ページをお開き願います。14 款 2 項 4 目 1 節小中学校費補助金でございます。1 億 5,734 万 2,000 円を計上しておりますが、内訳といたしまして、仁賀保統合中学校の今年度分、出来高 40%に対します公立学校施設整備費補助金 1 億 5,229 万 6,000 円、同じく給食調理場に対する安全・安心な学校づくり交付金として 504 万 6,000 円であります。いずれも事業費に対する 2 分の 1 の補助金でございます。

続きまして、10 ページをお願いいたします。18 款 2 項 2 目 1 節仁賀保中学校建設基金繰入金でございますが、これは事業費、校舎調理場の 7 億 8,970 万円に充当する国庫補助金 1 億 5,734 万 2,000 円と、起債額 6 億 70 万円の合計額の不足分、それを基金から 3,165 万 8,000 円を繰り入れするものでございます。

次に、21 款 1 項 6 目 1 節公立学校整備事業債でございます。これは合併特例事業の起債でございますが、校舎調理場建設事業費から国庫補助金を差し引いた額の 95%が起債対象ということで、6 億 70 万円ということになっております。

続きまして、歳出でございます。14 ページになります。10 款 2 項 1 目の 13 節委託料、校舎等耐震診断委託料 600 万円を計上しております。これにつきましては、平沢小学校の体育館の耐震診断、これは二次診断です。それから、上浜小学校の特別教室棟、これも二次診断。それから、小出小学校は一次診断。それから、釜ヶ台小中学校も一次診断として、合計 600 万円を計上いたしました。

続きまして、15 ページでございます。10 款 3 項 4 目仁賀保統合中学校建設事業費の 13 節委託料、工事管理委託料でございますが、これは、設計管理委託料 201 万 4,000 円と、工事管理の委託料 608 万 6,000 円を計上して、合計 810 万円を計上しております。

それから、15 節の工事請負費の内訳でございますけれども、これについては、校舎棟の工事費が 7 億 3,419 万 2,000 円、それから調理場の工事費が 4,740 万 8,000 円、合計で 7 億 8,160 万円を計上したものでございます。

それから、10 款 4 項 10 目白瀬南極探検隊記念館管理費の中の 19 節の負担金補助及び交付金は、これは恒例となっております南極フェア実行委員会に対する補助金 40 万円ということで計上しております。

それから、10 款 5 項 1 目保健体育総務費の同じく 19 節になります負担金補助及び交付金につきましては、大会補助金として 20 万円計上しておりますが、これは第 39 回日本空手協会全国大会予

選秋田県選抜選手権大会がにかほ市で9月7日に開催されるということで、20万円の補助金を計上したものでございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 以上で議案第74号に対するそれぞれの担当部局の説明が終わりました。

次に、議案第75号について、ガス水道局長より説明を求めます。ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、議案第75号について補足説明をいたします。2ページをお願いいたします。

資本的支出1款1項1目31節工事請負費です。3,684万6,000円の補正であります。市長の市政報告にもありましたけれども、原油価格の高騰や温暖化対策への取り組み、また、にかほ市都市ガスの高カロリー化が図られたというふうなことなどもありまして、にかほ地区のTDK秋田工場から新たに都市ガスの使用申し込みがございました。

TDK秋田工場につきましては、以前から営業活動を行っており、昨年、油類から都市ガスへの燃料の転換を相談されていたものでございます。こちら側としましても、大口需要の新規開拓ということで積極的に取り組んできました。ことしの3月に入りまして、これまで使用していた重油及びLPG、プロパンガス、これらを3年計画で都市ガスに切りかえるという計画が秋田工場側より示されたものでございます。これに対応するため、ガス水道局から秋田工場まで、およそ2.3キロでございますけれども、これらガスの導管を敷設する必要がございます。切りかえが3年計画でもあります。また、本年12月から一部使用したいという希望でありますけれども、本年分の使用量につきましてはそれほど多くないこともありまして、導管工事につきましては2カ年で行うことといたしております。今回の補正は、平沢字前田地内の前田橋付近の既設管から接続いたしまして、秋田工場までの450メートルの区間を行いたいと思っております。これはちょうど7号線から見ますと、MCCの工場の裏側に当たります。その裏側から秋田工場までの区間を行いたいということで、これについての工事の計画を行ったもので、12月の工事の切りかえまで完成する計画としております。

また、ガス水道局から秋田工場までの導管の計画ルートは、本年度の下水道工事区間と競合いたします。ちょうどガス局の前でございますけれども、この区間の道路が今回、今年度の下水道の工事区間となっておりますので、この区間につきましても360メートル、この区間の工事もあわせて行うということで、810メートルの導管工事の分を計上したものでございます。

1目23節の委託料62万9,000円でございますけれども、ちょうど前田橋のところ、琴浦川の河川横断があります。河川横断については特殊工法が必要なために、この部分の設計委託料を計上したものでございます。

2目33節のメーター費348万円でございますけれども、新規大口需要家に対するメーターの購入費用でございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） これで各議案に対するそれぞれの提案理由の説明が終わりました。

次に、議案第65号人権擁護委員候補者の推せんについての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第65号の質疑を終わります。

これから議案第 65 号人権擁護委員候補者の推せんについての討論、採決を行います。議案第 65 号人権擁護委員候補者の推せんについては人事案件です。本案は申し合わせにより討論を省略しまして、直ちに採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 65 号人権擁護委員候補者の推せんについては、推薦者を適任者と認めることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

午後 1 時 13 分 散 会